

保険料率が見直されました



後期高齢者医療制度

1 保険料率が変わりました

被保険者のみなさんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

■ 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成26・27年度	▶▶	平成28・29年度	(1,633円減)
年間 51,472 円		年間 49,809 円	

■ 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成26・27年度	▶▶	平成28・29年度	(0.01ポイント減)
10.52%		10.51%	

■ 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成26・27年度	▶▶	平成28・29年度	(変更なし)
57万円		57万円	

2 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

■対象者：所得が次の金額以下の世帯

軽減割合	平成27年度まで	平成28年度より
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)

■保険料の計算方法(平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	---

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

3 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

4 年間保険料額の例

■単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

■夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
			—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
			—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
			—	7,400円	300円減
211万円	夫妻	5割	5割	55,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
220万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	96,300円	16,400円減
			—	24,900円	16,200円減
262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
			—	39,800円	1,300円減
264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
			—	39,800円	11,600円減

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで